



新分野展開

チャレンジ

支援事業費補助金

社会経済情勢の急速な変化に対応するため、商工会議所、商工会、金融機関の伴走支援を受けて市内中小企業者が行う新たな分野への事業進出に向けた取組に係る経費の一部を支援します。

倉敷市内の中小企業者

- ① 倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主
 - ② 倉敷市内に主たる事業所※を有する会社
- ※ 本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所

補助の 対象者

補助の 上限額

200万円

【補助率】

補助対象経費の3分の2

新分野展開の要件

現在行っている事業の分野とは異なる新たな分野（※）への事業進出であり、①～③までの全ての要件を全て満たす必要があります。

- ① 申請事業者が現在提供していない新たな製品、商品又はサービスを提供すること。
- ② 新たに提供する製品、商品又はサービスが、申請事業者が現在行っている事業で対象としていない顧客層を対象としていること。
- ③ 令和5年10月末までに事業化できる計画であること。

（※）原則として、日本標準産業分類の小分類の区分（数字3桁の分類コード）が、現在行っている事業が属する区分と異なる分野を指します。

補助対象経費

機械装置・システム費、知的財産権導入費、外注費、広告宣伝・販売促進費、研修受講費

※ 外注費が他の補助対象経費の合計額を超える場合は、外注費のうち当該合計額を超える部分については、補助金の交付の対象となりません。

書類審査、プレゼンテーション審査を行い、採択・不採択を決定します。
支援機関に事前相談の上、事業計画書を提出してください。

詳しくは裏面を
ご確認ください。

【問合せ先】 倉敷市文化産業局 商工労働部 商工課

〒710-8565 倉敷市西中新田 640番地 TEL 086-426-3405

E-mail : cmind@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市新分野展開チャレンジ支援補助金



事業計画書の作成等について

事業計画書の作成

1 支援機関への事前相談

事業実施には、支援機関からの伴走支援（助言等）が必要です。

事前に**実施しようとする事業への支援が受けられるかどうかを確認**してください。

2 事業計画書の作成・提出

※ 事業計画書作成前に新分野展開の要件を満たしているか商工課へ相談してください。

事業計画書は、支援機関の助言を受けて、自ら主体的に作成してください。

3 支援機関

● 商工会議所

倉敷商工会議所、児島商工会議所、玉島商工会議所

● 商工会

つくぼ商工会、真備船穂商工会

● 金融機関 ※市制度融資取扱金融機関

中国銀行、広島銀行、百十四銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、香川銀行、伊予銀行、水島信用金庫、玉島信用金庫、吉備信用金庫、おかやま信用金庫、笠岡信用組合

※ 金融機関が対応できる場合は、市外の支店による支援となっても可

提出書類

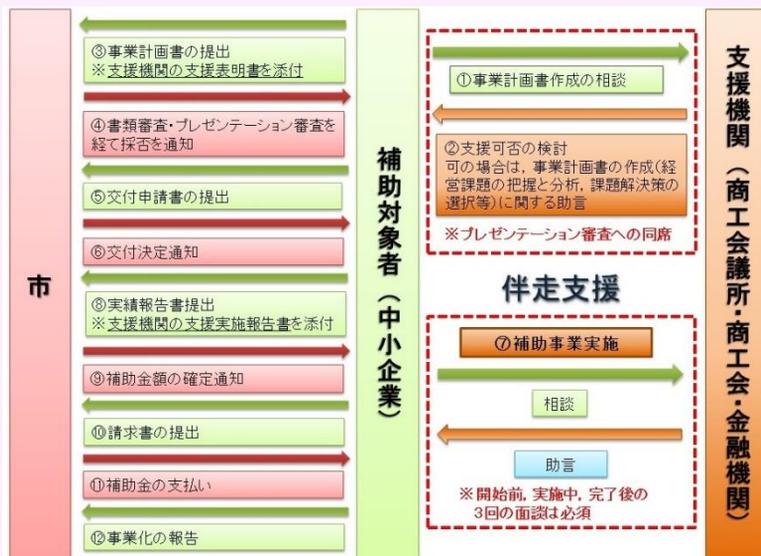
- ①事業計画書
- ②支援機関支援表明書
- ③市税納税証明書
- ④履歴事項全部証明書（会社のみ）
- ⑤住民票（個人事業主のみ）
- ⑥企業概要資料（会社パンフレット等）
- ⑦直近の決算関係書類の写し
- ⑧対象経費の見積書・カタログ等（写し可）

※ 提出部数等は手引きで確認してください



手引き・様式は、
商工課HPから
ダウンロードしてください。

補助金交付の流れ



- **事業計画書受付期間**
令和4年4月18日(月)
～ **6月30日(木) 必着**
- **提出先**
倉敷市商工課
- **提出方法**
郵送又は持参